

◇大阪市水道局内部統制基本規程の一部を改正する規程

- 1 内部統制の推進にあたり、局責任者である水道局長を補佐する副責任者に、重要事項の調査等を所管する理事を加えることにしました。
- 2 この規程は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部総務課)